

健康案内

検 診

健康課 ☎ 194-00013、
原町田5-8-21、健康
福祉会館内、☎ 725・
5178

肺がん・胃がん検診

【肺がん検診】
○対象 40歳以上の町田市民で勤
務先等で検診の機会がない方（1
年に1回受けられます）
妊娠している方及び疑いのある
方は受診できません。
○日時 3月19日（金）午前9時
～正午

○会場 健康福祉会館
○内容 問診、胸部レントゲン撮
影、かくたん検査
○定員 80人（抽選）
○費用 1200円

【胃がん検診】

○対象 35歳以上の町田市民で勤
務先等で検診の機会がない方（1
年に1回受けられます）
胃及び十二指腸の病気で手術
歴のある方、現在治療中または経
過観察中の方、胃腸に何らかの自
覚症状がある方、妊娠中及び妊娠
の疑いのある方は受診できませ
ん。

○期日・会場 3月22日（月）＝
健康福祉会館 23日（火）＝鶴川
市民センター、24日（水）＝木曽
山崎センター、25日（木）、26日
（金）＝健康福祉会館
○時間 午前9時～正午
○内容 問診、レントゲン間接撮
影

影（バリウムを飲みます）
○定員 各日50人（抽選）
○費用 800円

○申し込み ハガキ（1人1枚）
に「肺がん検診申し込み」または
「胃がん検診申し込み」と書き、
住所・氏名（ふりがな）・生年月
日・性別・電話番号・胃がん検診
は希望会場・希望日（第3希望ま
で）を明記して、2月8日まで
（消印有効）に健康課へ。
受診案内等は、3月上旬までに
送付します。

【非負担者について】

○次の方は無料となります。
○福祉医療証をお持ちの方
○老人保健法医療受給者証をお
持ちの方
○高齢受給者証をお持ちの方
○2003年度の市民税非課税世
帯の方

成人歯科健康診査

○生活保護受給世帯の方
受診できる方に郵送される検診
申込書で、当日負担・非負担の届
け出をして下さい。

歯の健康の保持を目的として健
診を実施しています。

○対象 健診日に40歳～65歳の町
田市民（1年に1回受けられま
す）

○内容 問診、歯周疾患等の診
査、予防指導
○費用 400円

○申し込み 協力歯科医院に直接
お申し込み下さい。

○健康手帳をお持ちの方はご持参
下さい。
【非負担者について】
○次の方は無料となります。
○2003年度の市民税非課税世
帯の方

基本健康診査

○生活保護受給世帯の方
病・医院で渡される受診票で当
日負担・非負担の届け出をして下
さい。

乳がん・子宮がん検診

この検診は町田市民会協会の協力
で実施するものです。

○対象 町田市民で勤務先等で検
診の機会のない、基本健康診査は
18歳以上の方、乳がん・子宮がん
検診は30歳以上の女性の方
○受診期間 原則として誕生日と
その翌月

○受診方法 健康手帳（お持ちで
ない方には病・医院で交付しま
す）、保険証等をお持ちになり、
病・医院の一般診療時間内に受診
して下さい。

健康課に申し込む必要はありま
せん。

検診日時が決められている病・
医院がありますのでご注意ください。

○会場 町田市民会加入の実施
病・医院（必要な方には病・医院
の一覧表を送付します。健康課ま
でご連絡下さい。なお、一覧表は
町田市ホームページからもご覧に
なれます）

○町田市民病院は、一次検診の実
施機関ではありません。他の医療
機関をご利用下さい。

【基本健康診査】
○検診内容 必須検査（全ての方
に実施）＝問診、理学的診察
血圧測定、尿定性検査、血液検査
（正確な検査数値を出すために空
腹時にお受け下さい） 選択診査
（医師の判断で選択的に実施）＝
心電図検査、眼底検査、血糖検
査、胸部レントゲン撮影、肝臓ウ
イルス検査（40歳以上の方）
肝臓ウイルス検査は受診要件が
ありますので、詳しくはお問い合わせ
下さい。

40歳以上の寝たきりの方は医師
が訪問して診査します。かかりつ
け医にご相談下さい。

○費用 無料（ただし、定められ
た検査以外の検査、治療及び投薬
に要する費用は自己負担）

【乳がん検診】

○検診内容 問診、視診、触診
月経前の受診はなるべく避けて
下さい。

【子宮がん検診】

○検診内容 問診、視診、内診、
検体採取検査（体部については医
師が必要と認めた方のみ）
子宮筋腫等で子宮手術を受けた
方は、細胞が採取できない場合が
あります。事前に医師と相談のう
え、検診を受けて下さい。

○費用 乳がん検診＝700円
子宮がん検診＝頸部のみ：100
0円、頸部＋体部：2000円

○支払方法 受診する際に病・医
院に現金でお支払い下さい。

【非負担者について】

○次の方は無料となります。
○福祉医療証をお持ちの方
○老人保健法医療受給者証をお
持ちの方
○高齢受給者証をお持ちの方
○2003年度の市民税非課税世
帯の方

○生活保護受給世帯の方
病・医院の窓口で渡される受診
票で、負担・非負担の届け出をし
て下さい。

健康づくり

両親学級

健康課 ☎ 725・5422

○対象 初産の妊婦とその夫
○日時 2月28日（土）午後2時
～4時

○会場 健康福祉会館

○内容 講師 講話、初めての妊
娠・出産＝虫明婦人科内科小児
科医院・三宅茂子氏、先輩パバ
ルの話＝子育て中の夫婦

「安全・安心まちづくり」に関する

標語を募集しています

市では、「安全・安心まちづく
り」を市民の皆さんをはじめ地域
団体、事業者団体等と協力して推
進していくため、運動のスローガ
ンとして使う標語を募集していま
す。

【「安全・安心まちづくり」とは】

市民、行政、警察、事業者等
が協働して、犯罪が起こりにく
く、誰もが安全で安心して暮ら
せるまちづくりを行うための施策
です。

○応募資格 市内在住、在勤、在
学の方
○募集内容 「安全・安心まちづ
くり」の趣旨を的確に表現した標
語（字数等自由）

○申し込み ハガキまたはエメー
ルに本人の郵便番号・住所・氏名
（ふりがな）・年齢・職業（また
は学校名・学年）・電話番号を明
記し、2月20日まで（必着）に市
民活動振興課（〒194-00013、
原町田4-9-8、町田市民フォ
ーラム内、☎ 723・3185、
Eメール mcity050@city.
machida.tokyo.jp）へ。応
募作品の中から優秀賞1点（賞
状、商品券）、佳作3点（賞状、
図書券）、奨励賞5点（賞状、図書
券）を選定します。

○発表 4月上旬
入選者には事前に直接通知する
ほか、表彰を予定しています。
各賞に同一作品が複数ある場
合、賞品は抽選とします。

水道部からの お知らせ メータ検針日の 変更について

市では、より一層適正な検針業
務を行うため、お客さまのメータ
検針日を前後5日間の範囲内で変
更させていただきますこととしまし
ます。

すでに1月検針時から実施して
おり、その際に同内容の個別ビラ
を配布しています。

○定員 30組（申し込み順）
○申し込み 2月24日までに電話
で健康課へ。

幼児食講習会

健康課 ☎ 725・5422

○対象 平成14年3月～9月生ま
れの子と保護者
○日時 3月5日（金）午前9時
～正午

○会場 健康福祉会館

○内容 幼児期の栄養と発達につ
いての話、試食、グループ相談

○定員 25組（申し込み順）
一度参加された方や、きょうだ
いをお連れでの参加はご遠慮下
さい。
○申し込み 電話で健康課へ。

市・都民税、所得税、事業税

申告準備はお早めに

市・都民税、所得税、事業税の
申告時期が近づきました。申告書
の提出期間は、2月16日～3月15
日です。お問い合わせは、市・都
民税については町田市市民税課
（☎ 724・2114）、5、21
17）、所得税については町田税
務署（☎ 728・7211）、事
業税については町田都税支所（☎
728・5111）までお願いし
ます。

【市・都民税の申告が必要な方】
平成16年1月1日現在、町田市
に住所がある方
ただし、次に該当する方は申告
の必要がありません。
所得税の確定申告をする方
給与所得のみ、もしくは公的年金に
係る所得のみの方で、給与の
支払先、もしくは社会保険庁等

から市役所へ支払報告がなされて
いる方（各種控除を受けようとする
方は除きます）
平成16年1月1日現在、市内に
事務所・事業所・家屋敷を有する
方で市内に住んでいない方
【市・都民税の申告書の送付】
市・都民税の申告書は、昨年申
告書を提出した方、昨年3月に大
学等を卒業したと思われる方など
に2月12日ごろ発送する予定で
す。

市・都民税の申告書が送られた
方で、病気・失業・学生などで昨
年中に所得がなかった方も、その
旨を具体的に記入して提出して下
さい。

【市・都民税の申告は期限内に
を！】
期限内に申告ができませんと、
所得から控除されるものには、

納付回数が少なくなり、1回当た
りの納付税額が多くなる場合があ
ります。また、児童手当・保育園
入園・幼稚園補助金・就学援助費
・公営住宅入居・老人医療証・公
的年金・事業資金の融資などの申
請に必要な市・都民税の課税・非
課税証明書等の交付が受けられま
せん。

必ず期限内に申告して下さい。
【市・都民税の申告書は郵送でも
受け付けます。電話番号は忘れず
に！】
期限内に市・都民税の申告に来
られない場合、資料が揃い必要事
項を記入済みの方は、郵送により
申告を受け付けます。

申告の内容について後に不明な
点等をおたずねする場合があります
ので、電話番号は忘れずにお書
き下さい。

【国民年金保険料・国民健康保険
税・介護保険料 所得控除の申告
をお忘れなく】
所得から控除されるものには、

納付回数が増え、1回当たりの納
付税額が多くなる場合があります。
また、児童手当・保育園入園・幼
稚園補助金・就学援助費・公営住宅
入居・老人医療証・公的年金・事業
資金の融資などの申請に必要な市・
都民税の課税・非課税証明書等の
交付が受けられなくなります。

【市・都民税の申告は期限内に
を！】
期限内に申告ができませんと、
所得から控除されるものには、